

国 地 契 第 4 9 号
国 官 技 第 2 6 0 号
国 営 計 第 8 7 号
平成 2 1 年 1 月 2 7 日

各地方整備局総務部長 あて
企画部長
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

平成 2 0 年度第 2 次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について

この度「平成 2 0 年度第 2 次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について」（平成 2 1 年 1 月 2 7 日付け国会公第 1 7 1 号）により、平成 2 0 年度第 2 次補正予算による追加事業を含めた当省所管事業について、早期執行を図るとともに、入札・契約手続を早期かつ適正に行うための事務の改善及び効率化について通知されたところである。これを踏まえ、下記事項に留意の上、入札・契約業務等の円滑な実施に努められたい。

記

1. 入札手続期間の短縮等

(1) 簡易型総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 3 号、国官技第 1 3 7 号、国営計第 8 5 号）記 2 において、簡易型総合評価落札方式の評価項目について定めているところであるが、簡易型によって行われる工事のうち比較的小規模で工期が限定されるもの（以下「工期限定工事」という。）については、「簡易な施工計画」の提出を原則として求めないものとする。この場合においては、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成 1 7 年 9 月 3 0 日付け国地契第 7 8 号、国官技第 1 2 9 号、国営計第 8 2 号の別添）を参照として簡易な施工計画以外の適切な評価項目を設定するものとする。

また、工期限定工事を工事希望型競争入札方式で実施する場合は、「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成 1 7 年 1 0 月 7 日付け国地契第 8 2 号、国官技第 1 3 8 号、国営計第 8 6 号）記 4（1）③に規定する「当該工事に係る簡易な施工計画」の提出を原則として求めないものとする。

(2) 入札手続期間の短縮

総合評価落札方式による場合の手続に係る日数については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）の別紙、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）の別紙1及び「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」3-3(3)において標準的日数を示しているところであるが、工期限定工事（「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）等に基づき入札保証金を納めさせることとされるものを除く。）については、これらの標準的日数にかかわらず、入札公告等から申請書及び資料の提出期限までの日数、申請書及び資料の提出期限から競争参加資格の確認結果の通知までの日数、並びに競争参加資格の確認結果の通知から入札書の提出期限までの日数を、それぞれ原則として7日（土曜日、日曜日、祝日等を含む。）を目処とするよう努めること。

2. 概算数量発注及び詳細設計付工事発注の積極的実施

- (1) 概算数量発注については、「事業執行に関する措置について」（昭和53年2月17日付け建設省官技発第66号）の趣旨を踏まえ、「条件明示について」（平成14年3月28日付け国官技第369号）及び「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号）の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用に努めること。また、詳細設計付工事発注についても、工事の種類、現場条件等を考慮し、適切な活用に努めること。なお、概算数量発注又は詳細設計付工事発注で実施する工事においては、当該工事に係る詳細設計及び数量（以下「詳細設計等」という。）が確定した段階で、最初の契約変更を適切に行うこと。
- (2) 契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2）により運用されているところであるが、概算数量発注又は詳細設計付工事発注で実施する工事においては、当該工事に係る詳細設計等に基づく最初の設計変更により追加されるものについて、原則として「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として契約変更の対象としても差し支えないものとする。

3. 留意事項

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける工事の一般競争入札の実施に当たり、記1(2)により入札手続に要する期間を短縮するに当たっては、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成6年1月18日閣議了解）II. 1.(2)(イ)の規定に従い公告の日から入札期日までの期間を少なくとも40日確保するとともに、事前に本省担当課と協議すること。